条―第百二十七条）
―第百三十五条）
―第百四十四条）
判事件（第百四十五条―第百四十七条）を
条）
百四十九条）
―第百五十八条）　」
（第百四十五条―第百四十七条）

に、「第七節」を「第六節」に、「第八節」を「第七節」に、「第九条）取消しの審判事件（第百四十九条の二）五十八条）」

九節」を「第八節」に、「第十節」を「第九節」に、「第十一節」を「第十節」に、「第十二節」を「第十一節」に、「第十二節の二」を「第十二節」に改める。

第一編第一章の二中第三条の十五を第三条の十六とし、第三条の十二から第三条の十四までを一条ずつ繰り下げる。

第三条の十一第四項中「第三条の十四」を「第三条の十五」に改め、同条を第三条の十二とし、第三条の十を第三条の十一とし、第三条の四から第三条の九までを一条ずつ繰り下げ、第三条の三の次に次の一条を加える。

（意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消しの審判事件の管轄権）

第三条の四　裁判所は、意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消しの審判事件（別表第一の五十七の二の項の事項についての審判事件をいう。第百四十九条の二第一項において同じ。）について、その意思表示の相手方の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

第十条第一項第三号中「後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人」を「未成年後見人、未成年後見監督人」に改める。

第十七条第一項中「この項において」を削り、同条第二項中「被保佐人、被補助人」を「補助開始の審判を受けた者」に、「後見人」を「未成年後見人」に改め、「、保佐人若しくは保佐監督人」を削り、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条第三項中「被保佐人、被補助人又は後見人」を「補助開始の審判を受けた者又は未成年後見人」に改め、「特別の授権」の下に「（特定補助人にあっては、補助監督人の同意）」を加える。

第十八条の見出し中「未成年者及び成年被後見人」を「未成年者等」に改め、同条中「又は後見人は」を「若しくは未成年後見人又は特定補助人は」に、「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同条ただし書中「又は後見人」を「若しくは未成年後見人又は特定補助人」に改める。

第十九条第一項中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同条第四項中「後見人」を「未成年後見人又は特定補助人」に改める。

第百十条第一項第一号中「（第百三十四条第一項及び第百四十三条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第二号中「第百三十五条、第百四十四条」を「同条第五項」に改め、「第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）」の下に「、第百二十八条第一項」を加える。

第二編第二章第一節の節名中「成年後見」を「補助」に改める。

第百十七条から第百二十三条までを次のように改める。

（管轄）

第百十七条　補助開始の審判事件（別表第一の一の項の事項についての審判事件をいう。次項及び次条第一号において同じ。）は、補助開始の審判を受ける者となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2　補助に関する審判事件（別表第一の一の項から二十七の項までの事項についての審判事件をいう。）は、補助開始の審判事件を除き、補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が補助開始の裁判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、補助開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

（手続行為能力）

第百十八条　次に掲げる審判事件（第一号、第十三号、第十五号及び第十七号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）においては、補助開始の審判を受ける者となるべき者（未成年者に限る。）及び補助開始の審判を受けた者（未成年者及び特定補助人を付する処分の審判を受けた者に限る。）は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十一条の規定にかかわらず、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が補助開始の審判を受けた者（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）であって、補助人又は補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

一　補助開始の審判事件

二　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判事件（別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。）

三　補助人の同意に代わる許可の審判事件（別表第一の三の項の事項についての審判事件をいう。）

四　特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判事件（別表第一の四の項の事項についての審判事件をいう。）

五　特定補助人を付する処分の審判事件（別表第一の五の項の事項についての審判事件をいう。）

六　取り消すことのできる行為の定めの審判事件（別表第一の六の項の事項についての審判事件をいう。）

七　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判事件（別表第一の七の項の事項についての審判事件をいう。）

八　補助人に対する代理権の付与の審判事件（別表第一の八の項の事項についての審判事件をいう。）

九　補助開始の審判の取消しの審判事件（別表第一の九の項の事項についての審判事件をいう。）

十　取り消すことのできる行為の定めの審判の取消しの審判事件（別表第一の十の項の事項についての審判事件をいう。）

十一　補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判事件（別表第一の十一の項の事項についての審判事件をいう。）

十二　補助人の選任の審判事件（別表第一の十二の項の事項についての審判事件をいう。）

十三　補助人の解任の審判事件（別表第一の十五の項の事項についての審判事件をいう。第百二十七条第一項において同じ。）

十四　補助監督人の選任の審判事件（別表第一の十六の項の事項についての審判事件をいう。）

十五　補助監督人の解任の審判事件（別表第一の十八の項の事項についての審判事件をいう。第百二十七条第五項において同じ。）

十六　特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（以下「郵便物等」という。）の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判事件（別表第一の二十三の項の事項についての審判事件をいう。第百二十四条において「特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件」という。）

十七　補助の事務の監督の審判事件（別表第一の二十五の項の事項についての審判事件をいう。第百二十八条において同じ。）